

令和6年度応急危険度判定士認定講習会ご案内

平成7年の阪神・淡路大震災において我が国で初めて実施された応急危険度判定ですが、平成28年の熊本地震においても道内の判定士を含む約6千8百人の判定士により約5万7千棟の建築物について判定が行われました。

平成8年3月にスタートした北海道震災建築物応急危険度判定士認定制度ですが、皆様のご協力のもとこれまで多くの方々に講習会を受講いただき、判定士として登録いただいているところです。

ご存知のとおり、応急危険度判定士認定証の有効期間は（登録手続ごとに）5年です。更新にあたっても事前に講習会の受講が必要ですので、有効期間満了までに受講いただき、更新登録を行っていただきますようお願いいたします。

なお、有効期間が来年度（令和8年3月末）までの方も、有効期間満了の前年度中から受講可能ですので、早目の受講をお願いいたします。

また、平成30年の制度改正により、特定建築物調査員と建築施工管理技士が新たに認定要件に追加されておりますので、より幅広い技術者の方々に本講習会を受講いただき、判定士の認定を受けることが可能となっております。

講習会では、応急危険度判定の制度概要や判定調査の方法はもとより、これまでの判定活動の状況などもお伝えし、判定士の皆様の技術や知識の研鑽に役立てていただきたいと考えております。皆様の積極的な受講をお待ちしております。

1. 認定講習会開催日等

開催地	開催日時	会場名	住所	定員	備考(同時開催)
札幌市	令和6年10月24日(木) 13:30～15:30	北海道第二水産ビル 4S会議室	札幌市中央区北3条西7丁目1	160名	
根室市	令和6年10月29日(火) 13:00～15:00	根室振興局 3F大会議室	根室市常盤町3丁目28	20名	応急危険度判定机上訓練 (15:00～16:00に実施)
江差町	令和6年11月6日(水) 13:00～15:00	檜山振興局 301会議室	江差町宇陣屋町336-3	20名	応急危険度判定机上訓練 (15:00～16:00に実施)
留萌市	令和6年11月14日(木) 13:30～15:30	留萌振興局 3階入札室	留萌市住之江町2丁目1-2	20名	応急危険度判定机上訓練 (15:30～16:30に実施)
室蘭市	令和6年11月14日(木) 13:00～15:00	胆振総合振興局 3階大会議室B・C	室蘭市海岸町1丁目4-1	50名	応急危険度判定机上訓練 (15:00～16:00に実施)
網走市	令和6年11月15日(金) 13:30～15:30	オホーツク総合振興局 3階講堂	網走市北7条西3丁目	50名	応急危険度判定机上訓練 (15:30～16:30に実施)
岩見沢市	令和6年11月14日(水) 13:30～15:30	空知総合振興局 4階講堂	岩見沢市8条西5丁目	50名	応急危険度判定机上訓練 (15:30～16:30に実施)
新ひだか町	令和6年11月29日(金) 13:30～15:30	新ひだか町役場 3階第1会議室	新ひだか町静内御幸町3丁目2-50	30名	応急危険度判定机上訓練 (15:30～16:30に実施)
旭川市	令和6年12月4日(水) 13:30～15:30	上川総合振興局 3階講堂	旭川市永山6条19丁目1-1	80名	応急危険度判定机上訓練 (15:30～16:30に実施)
稚内市	令和6年12月6日(金) 13:30～15:30	宗谷総合振興局 4階大会議室	稚内市末広4丁目2-27	30名	応急危険度判定机上訓練 (15:30～16:30に実施)
倶知安町	令和6年12月9日(月) 13:30～15:30	後志総合振興局 2階講堂	倶知安町北1条東2丁目	60名	応急危険度判定机上訓練 (15:30～16:30に実施)
帯広市	令和6年12月12日(木) 13:30～15:30	十勝総合振興局 3階講堂	帯広市東3条南3丁目	50名	応急危険度判定机上訓練 (15:30～16:30に実施)
函館市	令和7年1月17日(金) 13:00～15:00	渡島総合振興局 3階西講堂	函館市美原4丁目6-16	30名	応急危険度判定机上訓練 (15:00～16:00に実施)
釧路市	令和7年1月21日(火) 13:30～15:30	釧路市生涯学習センター 2階多目的ホール	釧路市幣舞町4-28	100名	応急危険度判定机上訓練 (15:30～16:30に実施)
苫小牧市	令和7年1月27日(月) 13:00～15:00	苫小牧市役所 9階91・92会議室	苫小牧市旭町4丁目5-6	50名	応急危険度判定机上訓練 (15:00～16:00に実施)
札幌市	令和7年2月4日(火) 13:30～15:30	北海道自治労会館 大ホール	札幌市北区北6条西7丁目5-3	180名	

* 認定講習会と同時開催する応急危険度判定机上訓練については、開催地の(総合)振興局建設指導課建築住宅係へお問い合わせ願います。

* 駐車場の関係もありますので、できる限り公共交通機関のご利用をお願いします。

* 認定講習会詳細は所管の(総合)振興局(ただし札幌市開催を除く)又は北海道建築士会本部までお問い合わせください。

北海道 [https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/ksd/anzensuisin/oqhp.html]

北海道建築士会 [http://www.h-ab.com/]

2. 講習内容

講習内容	
開会挨拶	
講習	1. 応急危険度判定制度について 2. 応急危険度判定基準について (判定編・実践編)
受講証書交付・申請書受付	

CPD/建築士会継続能力開発(CPD)制度の認定講習会となっております。

3. 主催

北海道、(一社)北海道建築士会

北海道震災建築物応急危険度判定各地区協議会

1. 講師 開催地市町村の建築指導担当職員・北海道建設部住宅局建築指導課職員又は(総合)振興局建設指導課職員

2. 受講料 無料

3. 受講資格・受講申込等

区分	更新講習	新規講習
受講資格	・応急危険度判定士	「道内在住の下記資格をお持ちの方」 ・建築士(一級・二級・木造) ・建築基準適合判定資格登録者 ・特定建築物調査員 ・建築施工管理技士(一級・二級) ・官公庁の建築技術職員で建築行政等の実務経験者等
受講申込書の提出期日	・講習会開催日の14日前(必着)までとし、定員になり次第締め切ります。	
受講申込書の提出方法	・(更新・再認定)受講申込書(第2-2号様式)に必要事項を記入のうえ、(一社)北海道建築士会本部あて郵送又は、持参して下さい。	・新規受講申込書(第2-1号様式)に必要事項を記入のうえ、受講票返信用封筒(郵便番号、住所及び氏名を記載すること。切手不要。)を同封し、(一社)北海道建築士会本部あて郵送又は、持参して下さい。
	・(一社)北海道建築士会の各支部での受講申込の受付はいたしません。 ・受講申込書は、(一社)北海道建築士会各支部(P3参照)でも配布しています。また、北海道のホームページ(https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/ksd/anzensuisin/oqhp.html)及び北海道建築士会のホームページ(https://h-ab.com/session/oukyu.html)からダウンロードすることもできます。	
その他	・受講申込書受理後、受講票を返送しますので、講習会当日、受講票を持参の上、ご来場ください。	
注意事項	・氏名には必ずフリガナを付けてください。	・氏名には必ずフリガナを付けてください。 ・建築士免許、特定建築物調査員の登録を申請中の方は、登録番号欄は空欄にしてお申込みください。 ※各登録及び合格証明書発行後に認定申請をすることができます ・建築施工管理技士の合格証明書を申請中の方は、登録番号欄は空欄にしてお申込みください。 (合格証明書発行後に認定申請をすることができます) ・建築基準適合判定資格登録者の方は登録番号欄に「適判資格者」、建築行政等実務経験者等は登録番号欄に「行政実務者」と記入して下さい。
	・講習会の受講申込時は、認定申請書類(下記項目4)は不要です。	

*上記受講申込期日を過ぎた場合でも開催地の(総合)振興局等で受付できる場合もあります。詳しくは開催地の(総合)振興局(P4参照)、ただし、札幌会場は(一社)北海道建築士会本部(P3を参照)までお問い合わせください。

4. (判定士登録のための)認定申請書の受付等

区分	更新申請	新規申請
申請の時期	随時	随時
申請書の受付	・(講習会)当日申請の方は、講習会開始前に受け付けます。 ・後日申請の方は、(一社)北海道建築士会本部にご持参又はご郵送ください。	
申請書類の提出	次の関係書類を提出してください。 ○応急危険度判定士認定更新(再認定)申請書(第4号様式) ・受講票を返送の際同封します ○応急危険度判定士認定証 ○応急危険度判定士認定登録者カード(第14号様式)1部 ○講習会終了後に交付された受講票(第2-2号様式、受講証明印付き) (札幌会場の受講者で講習会当日申請の方は不要) *応急危険度判定士認定証を紛失された場合は次の書類も提出してください。 ○応急危険度判定士認定証再交付申請書(第6号様式) ・様式は下記*HPからダウンロードしてください ○写真1枚(縦3.0cm、横2.4cm、6月以内、カラー) 裏面に氏名及び撮影年月日を記入	次の関係書類を提出してください。 ○応急危険度判定士認定申請書(第1号様式) ・受講票を返送の際同封します ○資格を証明するもの(資格区分に応じて次のいずれか) ア) 建築士の方: 建築士免許の写し1部(A4判(縮小可)) イ) 建築基準適合判定資格登録者の方: 建築基準適合判定資格登録証の写し1部(A4判) ウ) 特定建築物調査員の方: 資格者証の写し1部(A4判) エ) 建築施工管理技士の方: 合格証明書の写し1部(A4判) オ) 官公庁の建築技術職員で建築行政等の実務経験者等: 行政実務証明書1部(第13号様式) ○写真2枚(縦3.0cm、横2.4cm、6月以内、カラー) 1枚は裏面に氏名及び撮影年月日を記入 ○応急危険度判定士認定登録者カード(第14号様式)1部 ○講習会の受講票(第2-1号様式、受講証明印付き) (後日申請の場合のみ)
注意事項	○札幌会場の受講者の方で当日申請の場合は、講習会終了後に応急危険度判定士認定証を返却しますので、忘れずに受け取り願います。 ○当日申請を基本としておりますが、後日申請が必要な場合は受付までお知らせ願います。 講習会終了後に受講証明印付きの受講票(第2-2号様式)を返却しますので、忘れずに受け取り願います。 ○認定証は普通郵便で送付します。	○当日申請を基本としておりますが、後日申請が必要な場合は受付までお知らせ願います。 講習会終了後に受講証明印付きの受講票(第2-1号様式)を返却しますので、忘れずに受け取り願います。 ○認定証は普通郵便で送付します。

*認定申請書など関係書類はこちらからもダウンロードできます
北海道のホームページ (<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/ksd/anzensuisin/oqhp.html>)

5. 講習会受講申込の受付場所(郵送先)

一般社団法人 北海道建築士会
〒060-0042 札幌市中央区大通西5丁目11番地

TEL 011-251-6076
大五ビル6階